

令和3年12月3日12月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 山田 真一郎	2番 重信 好範	3番 増田 誠宏
4番 徳岡 真紀	5番 掛田 勝彦	6番 中原 秀樹
7番 月橋 寿文	8番 伊藤 芳則	9番 山村 恵美子
10番 穴戸 稔	11番 新田 真一	12番 藤岡 一弘
13番 横光 春市	14番 鈴木 深由希	15番 黒木 靖治
16番 藤井 憲一郎	17番 弓掛 元	18番 保実 治
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 齊木 亨
22番 杉原 利明	23番 新家 良和	24番 小田 伸次

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 福岡 誠志	副市長 堂本 昌二
副市長 堀川 亮	総務部長 細美 健
経営企画部長 宮脇 有子	地域振興部長 中原 みどり
市民部長 矢野 美由紀	福祉保健部長 牧原 英敏
子育て支援部長 松長 真由美	市民病院部長 事務部長 片岡 光子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中廣 晋	建設部長 秋山 和宏
水道局長 明賀 浩富	危機管理監 川村 道典
情報政策監 上谷 一巳	教育長 迫田 隆範
教育次長 甲斐 和彦	君田支所長 小田 邦子
布野支所長 長田 瑞昭	作木支所長 曲田 憲司
吉舎支所長 伊達 浩史	三良坂支所長 古野 英文
三和支所長 立花 周治	甲奴支所長 杉原 達也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 影山 敬二	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 池本 敏範	次長 明賀 克博
議事係長 原 仁彦	政務調査係長 石田 和也
政務調査主任 中田 秋子	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（15日間）
第 2	報告第14号	専決処分の報告について（訴えの提起について）
第 3	議案第100号 議案第101号 議案第102号 議案第103号 議案第104号 議案第105号 議案第106号 議案第107号 議案第108号 議案第109号 議案第110号 議案第118号	三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案） 三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案） 三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案） 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案） 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
第 4	議案第111号 議案第112号 議案第113号 議案第114号 議案第115号 議案第116号 議案第117号	令和3年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案） 令和3年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案） 令和3年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案） 令和3年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案） 令和3年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案） 令和3年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案） 令和3年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）
第 5	議案第119号	令和3年度三次市一般会計補正予算（第10号）（案）

令和3年12月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（令和3年12月3日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	5
第 2	報 14	専決処分の報告について（訴えの提起について）	5
第 3	議 100	三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例（案）	6
	議 101	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）	6
	議 102	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）	6
	議 103	三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）	7
	議 104	三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する 条例（案）	7
	議 105	三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）	7
	議 106	三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例（案）	7
	議 107	三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）	7
	議 108	三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例（案）	7
	議 109	三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条 例（案）	7
議 110	三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を 改正する条例（案）	7	
議 118	三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）	7	
第 4	議 111	令和3年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）	17
	議 112	令和3年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）	17
	議 113	令和3年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）	17
	議 114	令和3年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）	17
	議 115	令和3年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）	17
	議 116	令和3年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）	17
	議 117	令和3年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）	17
第 5	議 119	令和3年度三次市一般会計補正予算（第10号）（案）	21


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日から令和3年12月定例会を行います。

三次市議会では、今定例会も引き続き新型コロナウイルス感染症予防の対策を行い、さらに、3密の状態を避けることから、傍聴席についても一部入場の制限をしています。御不便をおかけしますが、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより令和3年12月三次市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、穴戸議員及び新田議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（新家良和君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 報告第14号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（新家良和君） 日程第2、報告第14号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました報告第14号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第14号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

以上、報告1件につきまして御報告申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） この専決処分でございますけども、昨年9月の定例会にも同じように専決処分と同じ人で適用されております。この昨年提起された専決処分については、提起されたものについては、市営住宅の家賃というのは納入されているのか。あわせて、もし納入されているとするならば、訴えを起せば納入されるということになりますので、家賃の徴収状況はどのような方法をもって徴収をされているのかお伺いしたいと思います。

（市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 矢野市民部長。

○市民部長（矢野美由紀君） 今回の専決処分の報告につきましては、先ほど議員のほうからもありましたように、昨年9月の議会するときにも同一人物においてこういった専決処分のほうを御報告させていただいたところです。今御質問いただきました未納となっていた家賃につきましては、その後、議会のほうへ専決処分の御報告をいたしました後、その後、ルールに基づきまして、口頭弁論等、そういった形の手続をしましてまいりましたけれども、結果といたしまして、御親族の方がまとめて納付をされて、そういった形でのやり取りの中で、強制執行を取下げ、継続の入居となったものでございます。

本件には書いておりませんが、昨年9月までのものがそういったもの、それ以降の、また昨年度の3月、本年の3月までにつきましても、同様に高額のもの滞納となってまいりました。その件につきましても、御親族が納付をされ、今の件と同じように、強制執行を取下げ継続入居となったものでございます。その後、今回、また新たに今のような滞納が続いたということで、今回の手続をさせていただいているところでございます。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 親族の方で納入されているということになると、やはり徴収方法ということが、家庭訪問されて、やはりこまめに徴収を行っていくということが必要ではないだろうかというふうに思っていますので、今後とも努力をしていただければというふうに思っています。答弁は要りません。

○議長（新家良和君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告1件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第100号 三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第101号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

議案第102号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

- 議案第103号 三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第104号 三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第105号 三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第106号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第107号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第108号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第109号 三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第110号 三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）
- 議案第118号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

○議長（新家良和君） 日程第3、議案第100号三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例（案）から議案第110号三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）まで及び議案第118号三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の議案12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第100号から議案第110号まで及び議案第118号の議案12件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第100号三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、借地借家法の一部が改正されること等に伴い、関係条例である三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、条例内で引用している借地借家法の条項の整理等をしようとするものであります。

次に、議案第101号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一

部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額について、その5割を公費により軽減するほか、文言の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第102号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、証明交付のオンライン申請対応及び証明交付事務の効率化を図るため、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、固定資産に関する証明及び租税公課に関する証明に係る証明手数料の金額等を改正しようとするものであります。

次に、議案第103号三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、出産育児一時金40万4,000円を40万8,000円に改め、加算額1万6,000円を1万2,000円に改めようとするものであります。

次に、議案第104号三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、短期入所生活介護等に係る食事の提供に要する日額費用を改めようとするものであります。

次に、議案第105号三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、平成30年4月に休所した安田保育所を廃止することについて、地域と合意したことから、関係条例である三次市保育所設置条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表から三次市安田保育所の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第106号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、書面等の作成・保存や保護者への説明等について、電磁的方法による対応も可能である旨等を定めようとするものであります。

次に、議案第107号三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、関係条例である三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、書面等の作成・保存や保護者への説明等について、電磁的方法による対応も可能である旨等を定めようとするものであります。

次に、議案第108号三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を令和4年度から設置するため、関係条例である三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、学校運営協議会委員の報酬を定めようとするものであります。

次に、議案第109号三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市ハイヅカ湖畔の森にキャンプ場等を整備することに伴い、関係条例である三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、新たに設置する施設を加え、廃止する施設を削除するとともに、当該施設の利用料金の上限額を定めようとするものであります。

次に、議案第110号三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律により地方自治法が改正されたことに伴い、関係条例である三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、従来の指定代理納付者制度に代えて指定納付受託者制度が導入されることに伴い、条項の整理を行おうとするものであります。

最後に、議案第118号三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、年末年始の勤務に係る休日勤務手当の額を規定するため、関係条例である三次市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、市立三次中央病院に勤務する医療職の職員が年末年始に勤務した場合に、休日勤務手当を支給するため、その額を規定しようとするものであります。

以上、議案12件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求めらるる）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 議案第101号で国民健康保険税の一部を改正する条例についてちょっと聞かせていただきたいと思うんですけども、公費によって均等割額について軽減するという点でございますが、1点目として、歳入予算額が幾ら減額となるのか。2点目としては、該当者は150人と試算されておりますが、該当世帯は何世帯になるか。また、減額分の4分の3は国・県の助成金で補填されるが、残りの4分の1は一般会計から国保会計への繰入金として補填するのかお伺いしたいと思います。

そして、議案第108号でございますけども、学校運営協議会報酬年額6,000円を追加しようとする条例改正案でございますけども、学校運営協議会の委員は年何回程度学校へ訪問して物事に対応していくのかということをお伺いしたいと思います。

（市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 矢野市民部長。

○市民部長（矢野美由紀君） 議案101号につきましてお答えをさせていただきます。

まず、歳入予算の減額ということでございます。今のところ、議員おっしゃっていただきましたように、150人で試算をしてみいました。150人で計算をしまして、年額252万円の減額というふうに見込んでおります。

その財源としましては、先ほども議員からもおっしゃっていただきました、国・県の補助が2分の1、4分の1ということで入りますので、その4分の1につきましては、一般会計繰入金、ルール分として繰入をするようになるように見込んでおります。

世帯数につきましては、これは150人のところとちょっと基準が違うので、150人につきましては、11月2日現在の人数も150人として算定をしておりますけれども、3年度の当初の課税の実績のところから申し上げますと、総数で、国保世帯が6,900世帯、未就学児のいる世帯につきましては大体120世帯程度というふうに見込んでおります。

（教育次長 甲斐和彦君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 甲斐教育次長。

○教育次長（甲斐和彦君） 学校運営協議会の委員でございますけれども、会議で出席をされる回数としては2回程度を見込んでおりますけれども、その他、学校運営に関して、通常、学校に来られるのは、そのときそのときに必要に応じて来ていただきますけれども、会議は2回程度予定しております。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 国保の101号のほうでございますけど、やはり予算編成のところ、補正予算を見たんですが、これは252万円相当あっても、国・県の補助金の内容とか、あるいは一般会計の繰り出しについては、ルール分でございますから、いろいろありますので補正はないかもしれませんけども、補正予算のほうへは反映していないというのはちょっとおかしいのではないかなというふうな思いを持って質問させていただいたところでございます。これは最終

的には3月補正で対応されるのかお伺いしたいと思います。

それから、学校運営協議会の委員報酬でございますが、報酬内容をずっと見てみますと、1回、委員さんは大体日額で7,800円でございます。ですが、学校評議員は日額3,000円というところからすると、2回では妥当なのかなというふうな思いを持って聞かせていただきましたが、最初の分の101号の分について答弁をお願いしたいと思いますし、108号については結構でございます。

(市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 矢野部長。

○市民部長(矢野美由紀君) 101号につきましては、施行期日は令和4年4月1日からということになりますので、来年度について対応させていただきたいと思っております。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございますか。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 藤岡議員。

○12番(藤岡一弘君) それでは、議案第102号と議案第104号から質問をさせていただきます。

まず、議案第102号の三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例のところ、今回、納税証明書と、そして固定資産評価証明書の手数料が変更になるというところで、まず納税証明書については新しく300円の状態のままなのですが、固定資産評価証明書等は、これまで300円、また、この300円に加えて、1項目増えるごとに10円加算されるものが一律で500円になるというふうに理解をさせていただいていますが、もちろん申請する人によって申請する項目というものは異なるので、金額というものも異なると思うんですが、この300円から500円というものは、いわゆる市民サービスの利用負担の増加につながっているのか。この500円の積算根拠について御説明願いたいと思っております。

議案第104号三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例のところでは、今回、日額当たりの食事の提供に要する費用が1,392円から1,445円、53円の増加になっております。これによる三次市のこの条例の改正における影響のある方は何人ぐらいいらっしゃるのか。または、今回、国の法律、基準が一部改正されたことよっての改正でございますので致し方ない部分はあるかもしれませんが、利用者負担の増加によって、今後、介護サービスを利用できない方がいらっしゃるのかどうかということをどのように考えられているのか質問いたします。

(市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 矢野部長。

○市民部長(矢野美由紀君) 102号の手数料徴収条例の関係についてお答えをさせていただきます。

まずは、納税証明については300円のままであるがというふうにおっしゃっていただきましたが、今までは300円、1年度1税目を1件として、1税目増やすごとに10円ということで、1年度2税目あれば310円だったものが、議決を頂きましたら、4月からは600円というふうに

なろうかと思えます。ただし、これは、実績を確認させていただいた中で、収納課、各支所合わせて年間に8件、5件、80円、70円程度の増額と、該当になろうと思えますので、ほとんど影響がないものと思えます。

御質問いただきました固定資産税の関係でございます。まずは、この条例の改正につきましては、証明交付のオンライン申請に対応すること、その目的と、もう一つは証明交付事務の効率化を図るためということでございます。固定資産税につきましては、まずこちらの証明交付事務の効率化を図るため、そちらのほうがまずの要因となっております。

この500円を算定した根拠でございます。現行でございますと、1件、1筆、1棟ごとの手数料加算では、令和3年度の申請1件当たりは439円、実績についてはそういった額が平均の手数料となっております。定額面で見るとちょっと値上げのようなことにはなるとは思いますが、実際に今回のこの300円、500円を算定した内容につきましては、現行では、土地が3筆までが300円で、1筆増すごとに10円加算、家屋は3棟までが300円ということですので、もし1人の方が個人の名義と共有名義のほうをそういった形で申請された場合には610円とか、そういった形の請求をさせていただくようになっておりました。

今回の改正案では、御本人の分と共有名義も併せて、同一年度であって請求をされれば1件500円ということで、今まで610円かかっていたものが500円といった、そういうケースで、110円安価になるというふうなケースもございます。また逆のケースもございますけれども、基本的には、今までの平均の単価によりまして、439円といった単価から、少し皆様方には御負担を強いるようになるかと思えますけれども、500円の単価に設定をさせていただいております。今までの1筆増すごとに10円とかいった料金の設定につきましては、将来、オンライン申請をする場合には、そういった設定をする場合にシステムのカスタマイズ費用に多大なものがかかってまいります。そういったことにも将来的に対応できるようにということで、そういった金額の設定をさせていただいております。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原福祉保健部長。

○福祉保健部長(牧原英敏君) それでは、議案第104号の三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正につきましてですけども、まず、この改正につきまして、三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の該当になりますのは、作木町にあります江水園の施設でございます。入所者の方は30名おられますけども、今回の改正は、先ほど説明がありましたように、日額の限度額を定めるものでありまして、この限度額以内で指定管理者が料金を定めるということで、市とすれば、限度額の上限を今回改正させていただいたものでございます。30人の中で低所得者と言われる非課税の方等につきましては、さらに減額措置がされておりますので、これによって利用ができなくなるとか、そういったことは想定をしておりません。

また、他の事業所におきましては、今回の厚生労働省による基準額を参照に、それぞれの事業者のほうで利用者と契約をされるものという制度となっております。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長（新家良和君） 藤岡議員。

○12番（藤岡一弘君） 議案第102号につきましては、業務の効率化というところでしっかり理解をさせていただきました。

104号につきましては、今後、作木の江水園に入所されている方々に対して、この費用変更に関わる同意書であったり、また説明文というのが送られるのかなと思うんですが、そのスケジュール等はどのようになっているのか質問させていただければと思います。

（福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 牧原部長。

○福祉保健部長（牧原英敏君） このたびの改正に伴います利用者への周知につきましては、指定管理者において、本条例が可決された後に、それぞれで個別に調整をされるものと考えております。市のほうから説明とか、そういったものは行う予定はございません。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございませんか。

（4番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 徳岡議員。

○4番（徳岡真紀君） 議案109号の三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について質問いたします。

こちらの利用料金なんですけれども、上限が定められ、価格が変更されていたり、そして、新しくワーキングスペースやオートキャンプ場といった新しい施設も出て、価格を設定されておりますけれども、その価格の積算の根拠を教えていただけたらと思います。また、この費用に関して、どのくらいの年間利用者を想定して価格を設定されているのか伺います。

以上、2点です。

（三良坂支所長 古野英文君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 古野三良坂支所長。

○三良坂支所長（古野英文君） 議案第109号につきまして、利用料金の設定につきましては、市内、県内のキャンプ施設料金等を参考にして設定をさせていただいたものでございます。

ただ、指定管理者からの今後提案ということが前提とはなりますけれども、そういったキャンプの利用料でありますとかお試しオフィスの利用料金等が全てこの当該施設の経常的な経費が十分賄われることは非常に難しいのではないかというふうには推測もさせていただいております。一定額の施設管理料金も拠出をするということを前提に、今後、指定管理者とも協議をさせていただけたらというふうを考えております。

積算根拠といたしまして、そういった利用者の方の総体を数的に把握して、割戻して利用料金を設定したということではございませんので、今のところ、現在、利用者が年間何人ぐらいいったことは今後検討していかなければいけないというふうには考えております。それは指定管理者とも一緒になって協議を進めていかなければならない項目であろうというふうに思っています。

（4番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 徳岡議員。

○4番（徳岡真紀君） よく分かりました。まだ決まってないことが多いということなんですけども、実際に指定管理される方としっかり業者の意見も聞きながら、健全で柔軟な対応、運営を行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございませんか。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 議案第105号の三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）で安田保育所を廃止するということですが、地元との協議だろうと思いますが、跡地利用はというふうに考えられておるのか。協議が済んでおるのかどうか。

それから、保育所1つ廃止をすれば、財政的な措置がどの程度減額になるのか。

それから、なかなか難しいですが、保育所がなくなれば、地域での影響額というのはどの程度あるのか、お知らせ願いたいと思います。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 松長子育て支援部長。

○子育て支援部長（松長真由美君） まず、御質問の跡地利用についてでございます。安田保育所につきましては、平成30年4月に吉舎保育所へ統合いたしまして、その後、平成30年度、令和元年度につきましては、安田保育所を待合場所として、吉舎保育所のほうへ児童のほうを送迎しておりました。そして、令和2年度につきましては、地元のほうで活用策を検討したいという旨がございましたので、対応は保留しておりまして、今年度、地域の方と協議して廃止の合意を得たというものでございます。現在、利用につきましては、地元のほうで活用策について検討されている途中でございます。

それから、保育所1か所が減ったことによる財政的なところでございますけれども、この保育所が運営されていたときの保育士の配置であるとか、あとは、保育所の運営に係るいろいろな光熱水費等といったところが、この1か所減ることによる財政の減になるかと思えます。

これによって地域等への影響ということでございますが、それについては、具体的なものについてこれこれの影響額があるというところについては把握しておりません。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 細美総務部長。

○総務部長（細美 健君） 一応、保育所の箇所が減ったときの交付税の数字のところを申し上げますと、交付税制度につきましては、保育所の箇所数ではございませんで、児童数、子供の数によって算定になっておりますので、直接的な箇所数の変動の影響はございません。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 跡地利用ですが、活用策について、地元のどのような組織がされておるのかということ、昔は特定財源みたいで来ていましたが、地方交付税の中に保育所の費用が入るようになってからそういうふうになったんだろと思いますが、1か所なくなるということは、基本的には子供たちの数が少なくなるということなので、幾分の影響額があるのではないかと思います、そこについてはどうなのかお教え願いたいと思います。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 細美部長。

○総務部長（細美 健君） 地方交付税の算定の方法でございますけども、先ほど御説明いたしましたように、保育所入所措置の児童数で計算いたしますので、仮に1か所で保育を行っても、2か所で保育を行っても、その人数が変わらなければ交付税上の変動はございません。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 松長部長。

○子育て支援部長（松長真由美君） 地域との話合いのところでは、安田自治振興会の方と元の保育所の保護者会の方と協議をしております。今現在、地元での活用を検討されているのは安田自治振興会のほうで検討されているところです。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございますか。

（3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 増田議員。

○3番（増田誠宏君） 議案110号からお伺いします。指定納付受託者制度についてですが、ほかの使用料、負担金等でもスマートフォン等で納付できるようになってはいますが、ほかの条例について改正する必要はないのかお伺いします。

2点目として、議案118号について、これは皆様が休みのときに勤務していただきまして非常に感謝することではありますが、その中で、今回の条例について、中央病院の医療職についてのみ対象ということなんです、これについては、条例に明記がなく、規則に委任されているという状態ではありますが、今後、ほかの職員に広げていく可能性があるのかについてお伺いします。

（総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 細美部長。

○総務部長（細美 健君） まず、110号のその他の条例、いわゆる今回出しておる以外のところへの影響でございますけれども、こちらにつきましては、一般会計を含みます、病院事業会計ですとかを含みますものは、会計規則、こちらのほうに定めをするように予定しております。条例に定めをするもの、規則に定めをするものというふうに分かれておまして、これ以外のところにつきましては、規則、規程等に定めをして、この新しい指定納付受託者制度、こちらのほうの活用をするような仕組みになってございます。

それから、118号につきましてでございますが、この118号の趣旨といたしましては、先ほど議員おっしゃいましたように、中央病院に勤務する医療職への医療職確保という観点から行っ

ておりまして、条件といたしまして、中央病院はシフト制で、年末年始においても診療、医療を続けておるといことでございますので、この点に着目して制度の運用を予定してございます。ですので、現時点では、今の2点、シフト制で年末年始に勤務するこうした医療職というのはほかに予定がございませんので、現時点では中央病院の医療職のみということでお考えおるものでございます。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございますか。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） ただいまの質問に対しての関連なんですけども、指定納付者受託制度でございますね。これは、一般会計と病院事業会計については規則でやるんだよと、変えていくんだよというふうな答弁だったんですけども、なぜこの3条例については条例改正でやらなければいけないのかというところを御説明願いたいというふうに思います。

この指定納付者受託制度、この導入というのはメリットがあるんだというふうに思うんですけども、その確かなメリットというところを今までの指定代理納付制度との違いも含めて御説明願いたいというふうに思います。

（水道局長 明賀浩富君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 明賀水道局長。

○水道局長（明賀浩富君） まず、なぜ条例改正はこの3つについてかということですが、今回提案をさせていただきました3条例につきましては、地方自治法の指定納付受託者の規定は条例で規定をしているため、今回、議案として上げさせていただいたところでございます。

それから、導入のメリットということですが、まず、現行制度の背景についてでございますが、平成18年度で1回改正をされております。その経緯についてまず御説明をします。改正当時の国民の経済活動において、一般的な決済手段といたしましてクレジットカードが普及をしていることを踏まえて、既に認められておりました地方公共団体の歳入の納付方法である口座振替や証券による納付と同様、クレジットカードの提示があった場合、現金による納付があったことと同様の効果をもたらすように所要の規定の整備が行われ、地方自治法の第231条の2第6項に指定代理納付者制度、現行制度でございますが、これが創設をされております。

しかしながら、制度の導入後におきまして、決済代行会社の参入、それからスマホ決済の拡充など、制度の創設当時には想定をしていなかった社会経済情勢等の変化があつて、このような新たな決済手段の利用等について、現行の制度において明確に予定をされておりました。現状といたしましては実務上の運用として行われているところでございます。こうした背景、状況を踏まえまして、地方公共団体におけるデジタル収納のより円滑な導入が促進をされるよう制度面での環境整備を図る必要があるため、指定納付受託者制度が導入されることとなったということでございます。現在で言いますと、コンビニ決済でありますとかスマートフォンによる決済、これらが見えるようになるということでございます。現在は運用として使つて

おるんですが、これが法によって明確化されるということでございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) 条例改正でないと改正できないというところがございますけども、上位法がそういう決め事になっているからそういうふうに条例で改正せにゃいけないのだというふうに理解せにゃいけないのかもしれませんが、一般会計とか病院事業会計は、この特定3条例よりもかなり多岐にわたった会計処理が伴うというふうに思うんですけども、それが規則で変えられるというところだったんなら、この3条例も条例改正によって規則で変えられるように条例改正をすべきじゃないのかというふうに思うんですけども、いかがなんでしょうか。

(水道局長 明賀浩富君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 明賀局長。

○水道局長(明賀浩富君) 現在、3条例につきましては、先ほども申しましたが、議案の中で規定をしておくため、この部分に係る改定をするのみで対応はできるということで、現状として不都合はないので、条例の改正とさせていただくようにしておるところでございます。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第100号及び議案第118号の議案2件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第101号から議案第108号までの議案8件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第109号及び議案第110号の議案2件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第111号 令和3年度三次市一般会計補正予算(第9号)(案)

議案第112号 令和3年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
(案)

議案第113号 令和3年度三次市診療所特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第114号 令和3年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第115号 令和3年度三次市病院事業会計補正予算(第2号)(案)

議案第116号 令和3年度三次市水道事業会計補正予算(第1号)(案)

議案第117号 令和3年度三次市下水道事業会計補正予算(第1号)(案)

○議長(新家良和君) 日程第4、議案第111号令和3年度三次市一般会計補正予算(第9号)

(案)から議案第117号令和3年度三次市下水道事業会計補正予算(第1号)(案)までの議案7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第111号から議案第117号までの議案7件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第111号令和3年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7億9,557万6,000円を追加し、補正後の総額を406億9,055万9,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

議会費は、職員の異動等に伴う職員人件費420万円を追加。

総務費は、ケーブルテレビ設備改修事業1,600万円などを追加するものの、職員の異動等に伴う職員人件費4,129万円を減額し、合わせて1,459万5,000円を減額。

民生費は、障害者自立支援経費2億2,466万8,000円を追加するなど、合わせて2億2,912万9,000円を追加。

衛生費は、予防接種経費1億7,879万6,000円を追加するなど、合わせて2億4,543万6,000円を追加。

農林水産業費は、分収造林事業経費1,192万4,000円を追加するなど、合わせて752万7,000円を追加。

商工費は、職員の異動等に伴う職員人件費1,965万円を減額。

土木費は、下水道事業会計への補助金1億6,951万9,000円を追加するなど、合わせて1億6,760万9,000円を追加。

消防費は、消防団装備品強化事業1,652万5,000円などを追加するものの、備北地区消防組合負担金2,850万8,000円を減額し、合わせて594万2,000円を減額。

教育費は、特別支援教室等整備事業1,130万円を追加するなど、合わせて186万2,000円を追加。

災害復旧費は、令和3年7月及び8月の大雨による災害復旧事業1億8,000万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税2億2,038万8,000円を追加。

国庫支出金は、子供のための教育・保育給付交付金175万7,000円を減額するものの、障害者自立支援給付費負担金1億292万5,000円を追加するなど、合わせて3億6,760万7,000円を追加。

県支出金は、強い農業担い手づくり総合支援交付金1,603万2,000円などを減額するものの、障害者自立支援給付費負担金5,146万2,000円を追加するなど、合わせて3,929万3,000円を追加。

財産収入は、立木売払収入2,756万円を追加。

寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金100万円を追加するなど、合わせて208万8,000円を追

加。

繰入金は、ふるさと創生基金繰入金692万5,000円を追加するなど、合わせて1,218万5,000円を追加。

諸収入は、補助金等返還金25万5,000円を追加。

市債は、消防施設等整備事業債1,090万円を減額するものの、現年災害単独土木復旧事業債4,900万円を追加するなど、合わせて1億2,620万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、5ページ記載の第2表のとおり、公共施設改修・解体事業ほか16件について追加しようとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、6ページ記載の第3表のとおり、共同調達消耗品購入費ほか3件について追加、市議会だより製作業務について限度額を変更しようとするものであります。

第4条地方債の補正につきましては、7ページ記載の第4表のとおり、排水路新設改良事業について追加、地域情報化推進事業ほか6件について借入限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第112号令和3年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ44万7,000円を追加し、補正後の総額を53億1,587万1,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、特別調整交付金の精算による返還金を追加しようとするものであります。

次に、議案第113号令和3年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ160万円を追加し、補正後の総額を1億8,496万3,000円にしようとするものであります。

その内容は、新型コロナワクチン接種に係る会計年度職員の時間外勤務手当を追加しようとするものであります。

次に、議案第114号令和3年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳出予算の款項の区分ごとの金額を変更しようとするものであります。

その内容は、職員の異動等に伴い、款項の区分ごとに職員人件費を増減しようとするものであります。

次に、議案第115号令和3年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量、資本的収入及び支出並びに企業債の補正であります。

第2条業務の予定量につきましては、建設改良計画の資産購入の業務予定量について2,500万円を追加し、7億7,428万円に改め、施設整備事業の業務予定量について2,000万円を追加し、9,600万円に改めようとするものであります。

第3条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の補正では、負担金3,350万円を追加するなど、資本的収入の総額を8億5,315万1,000円にしようとするものであります。資本的支出の補正では、建設改良費4,500万円を追加し、資本的支出の総額を23億7,651万5,000円にしようとするものであります。

第4条企業債につきましては、資産購入及び施設整備について借入限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第116号令和3年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、資本的収入及び支出並びに企業債の補正であります。

第2条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の補正では、企業債3,530万円を減額し、補償金及び負担金を同額追加しようとするものであります。これによる資本的収入の総額に変更はありません。

第3条企業債につきましては、水道施設整備事業について借入限度額を変更しようとするものであります。

最後に、議案第117号令和3年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、議会の議決を経なければ流用することのできない経費並びに他会計からの補助金の補正であります。

第2条業務の予定量につきましては、建設改良費678万1,000円を追加し、補正後の業務の予定量を6億9,271万2,000円に改めようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出につきましては、収益的収入の補正では、営業外収益868万1,000円を減額し、収益的収入の総額を22億5,151万1,000円にしようとするものであります。収益的支出の補正では、営業費用518万1,000円などを減額し、収益的支出の総額を22億5,151万1,000円にしようとするものであります。

第4条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の補正では、企業債1億7,820万円を減額し、他会計負担金を同額追加しようとするものであります。これによる資本的収入の総額に変更はありません。資本的支出の補正では、建設改良費678万1,000円を追加し、企業債償還金500万円を減額し、資本的支出の総額を16億8,732万1,000円にしようとするものであります。

第5条企業債につきましては、公共下水道事業について借入限度額を変更しようとするものであります。

第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費

160万円を追加し、総額を1億957万3,000円にしようとするものであります。

第7条他会計からの補助金につきましては、868万1,000円を減額し、総額を9億7,165万4,000円にしようとするものであります。

以上、議案7件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案111号から議案第117号までの議案7件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第111号から議案第117号までの議案7件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第119号 令和3年度三次市一般会計補正予算（第10号）（案）

○議長（新家良和君） 日程第5、議案第119号令和3年度三次市一般会計補正予算（第10号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第119号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第119号令和3年度三次市一般会計補正予算（第10号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億8,280万円を追加し、補正後の総額を410億7,335万9,000円にしようとするものであります。

本補正は、新型コロナウイルス感染症対策に関連する補正であります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業3億8,280万円を追加しようとするものであります。本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援しようとするものであります。平成15年4月2日から令和4年3月31日生まれの子供を養育している所得要件を満たす方を対象に、子供1人当たり5万円を支給するものであります。対象者は7,500人を見込んでおり、申請書の提出が不要な児童手当受給者から年内に支給を開始し、その他の方についても年内に申請受付を開始し、来年1月から支給する予定です。御可決後、速

やかに事務を進めようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

国庫支出金は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金3億7,500万円及び給付事務費補助金780万円、合わせて3億8,280万円を追加しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） それでは、質疑を願います。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 1点お伺いしたいと思いますけども、この対象者は、平成15年4月2日から令和4年3月31日生まれの方が対象でございますけども、現在生まれていない方も対象でございます。そうすると、年内には支給できない対象の方がおられます。そうすると、支給日以降に生まれた方については、出生届が提出された後に申請を受けて支給になるか、お伺いをしたいと思います。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 松長子育て支援部長。

○子育て支援部長（松長真由美君） これから出生される児童につきましては、まず、市の児童手当対象者の方については、児童手当申請をもって把握いたしますので、この方についてはプッシュ型の支給ということになります。それ以外の方につきましては、主に公務員世帯ということになりますが、その方については、申請を頂いてから随時支給をしていくように考えております。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 3月下旬に生まれた方というのは、出生届を出すのは14日以内ということになると、4月以降の受付ということもなるわけです。そうすると、4月以降の支払いということになろうと思います。そうすると、支払いというのは、支出負担行為をしていなくては支払いができないということになろうと思うんですね。それは、3月31日までに支出負担行為をしたものについて4月1日以降に支払いが可能ということになると、出生届が4月以降に出されると支払いができないということになるわけです。したがって、これは繰越し手続が必要なのではないだろうかというふうに思うんですが、それは3月の補正で行うのか。予想を立ててですね。そうなるのかお伺いしたいというふうに思います。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 松長部長。

○子育て支援部長（松長真由美君） 議員おっしゃるように、今年度末までに申請のできない方というのはいらっしゃいます。この方についての取扱いがまだ国のほうからQ&Aのほうで示されていない状況でございますので、今後、これらが示され、分かり次第、その対応については

考えていきたいと思っております。場合によっては、先ほどもおっしゃったように、繰越しと
というような対応も考えられます。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございますか。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 対象者7,500人が予定をされていますが、これは対象外になるという人
数は何人ぐらいおられるのかということと、それから、確かな情報でないからよく分かりませ
んが、残り5万円をクーポン券ですることも、それから現金で給付することも自治体の裁量に
よるものだというふうに報道ではありますが、三次市とすればどういうふうな方向でこの特別
給付金を給付されようとしているのかお尋ねをしたいと思います。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 松長部長。

○子育て支援部長（松長真由美君） まず、この5万円の給付金の対象者の方ということござ
いますけれども、市のほうで把握している方につきましては、児童手当対象者のうちの所得制
限限度額を超えた方ということになります。市で児童手当を給付している方というのが、
5,818人の児童がいますけれども、そのうちの168人の方、約3%弱の方というのが給付対象外
になります。残りの、市のほうで児童手当を給付していない方及び高校生の年齢の方につきま
しては、どの程度の方が対象外になるかということとは把握しておりません。

それから、この後の5万円のクーポンの関係でございますけれども、現時点では国・県のほ
うから何も通知がない状況でございますので、今のところは分からないというところになりま
す。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） クーポン券の件ですが、これは自治体が判断をしてもいいというふう
にあるので、三次市とすれば、市民の皆さんの声をよく聞いて、クーポン券じゃなしに現金給付
ということも考えられるんだろうと思いますが、その辺りの基本的な考え方というのはないん
ですか。お尋ねします。

（子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 松長部長。

○子育て支援部長（松長真由美君） 先ほど申し上げたように、国・県から全くまだ情報がな
い状況でございますので、そこら辺の判断も、もう少し情報が届いてから判断していくようにな
るかと思っております。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第119号については、会議規則第37条第3項の規定によ

り委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第119号については委員会の付託を省略することに決定しました。
討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより議案第119号を採決いたします。
お諮りいたします。

議案第119号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第119号令和3年度三次市一般会計補正予算(第10号)(案)は原案のとおり
可決されました。

ただいま可決成立いたしました議案第119号につきましては、先に予算決算常任委員会に付
託となりました議案第111号に先立って成立したものであります。ついては、会議規則第43条
に基づき、議長により所要の計数整理を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第119号については、議長により所要の計数整理を行うことに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前11時 9分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年12月3日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 穴戸稔

会議録署名議員 新田真一